

ご申請される事業についてはパンフレット等をご確認頂き、提出時の参考にご利用ください。

① 特定不妊治療費助成事業（早期不妊治療費助成事業含む）提出チェックシート

	提出書類	チェック
<p>【申請できる回数】 初回申請時における、妻の 治療開始の年齢が 39歳まで：通算6回まで 40歳以上：通算3回まで</p> <p>2人目以降特定不妊治療費助成を申請される方は、必要書類が異なりますので、2人目以降特定不妊治療費助成申請のためのチェックシートをご参照ください</p> <p>注)妻の年齢が43歳以上で治療開始したものは助成対象外です。</p> <p>【早期不妊治療費助成の対象者】 初回申請で、治療開始時に妻年齢が35歳未満のご夫婦 (初回のみ助成)</p> <p>* ご不明な点は お問い合わせください。</p>	<p>1 申請書（様式第1号共通）※訂正箇所には訂正サイン 【治療1回につき1枚必要】</p> <p><input type="checkbox"/> さいたま市の申請様式ですか？（埼玉県のものとは異なります）</p> <p><input type="checkbox"/> 未記入箇所は（申請年月日、治療開始時の妻の年齢など）、ありませんか？</p> <p><input type="checkbox"/> 金額が正しく記入されていますか？ 特定不妊治療と男性不妊治療の金額が書かれていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 口座名義人はさいたま市民の方ですか？（旧姓名義の口座は使用不可）</p>	
	<p>2 受診等証明書（様式第2号共通） 【治療1回につき1枚必要】</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関名、所在地、主治医の氏名がありますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名、治療期間、領収額は確認しましたか？</p>	
	<p>3 治療費の領収書 (コピー・原本のどちらが必要となるかは、申請内容によるのでご確認ください)</p> <p><input type="checkbox"/> 【コピーを提出：早期不妊治療費助成ではない方】</p> <p><input type="checkbox"/> 【原本を提出：早期不妊治療費助成の申請】（*）</p> <p><input type="checkbox"/> 受診等証明書（様式第2号）に記載された治療期間内のものですか？</p> <p><input type="checkbox"/> 提出する領収書のコピーまたは原本は申請金額を満たしていますか？ (保険外診療分)</p> <p>*ご提出いただいた領収書は、申請済の押印をし、保健所でコピーを取ってから通知書とともに返却します。</p>	
	<p>4 戸籍謄本(原本) 発行から3か月以内のもの (必要な方のみ) さいたま市に初めてご申請される方は、必要となります。 ※夫婦同一世帯の方：2回目以降の申請では不要です</p> <p><input type="checkbox"/> さいたま市に初めて申請される方</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦別世帯の方、事実婚の方（毎回提出が必要です）</p> <p><input type="checkbox"/> 事実婚の方は、夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 夫及び妻が外国国籍である場合は、「婚姻届受理証明書」など、婚姻日のわかる書類が必要です。</p>	
	<p>5 住民票(原本) 発行から3か月以内のもの (申請ごとに必要です)</p> <p><input type="checkbox"/> 3か月以内に発行されたものですか？</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯全員が記載され、続柄がわかるものですか？</p>	
	<p>6 振込先の口座情報部分 (通帳又はキャッシュカード)のコピー ※申請ごとに必要です。(口座名義人の氏名が旧姓の場合は不可)</p> <p><input type="checkbox"/> 口座名義(カナ)、口座番号、店番号の記載がある部分のコピーですか？</p>	
	<p>7 その他 ・事実婚の方は、「事実婚関係に関する申立書」が必要です。</p>	